

平成 30 年度入学志願者心得

石川県立飯田高等学校

1 出願資格

次の(1)、(2)、(3)のいずれかを満たし、かつ、(4)に該当する者とする。

出願時に高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の後期課程に在籍している者は出願できない。

- (1) 平成 30 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込み又は修了見込みの者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の規定に該当する者
- (4) 志願者及び保護者が県内に居住する者又は入学までに県内に居住することとなる者

2 募集定員

普通科第 1 学年 80 名 ・ 総合学科第 1 学年 40 名

3 出願及び志願変更等

(1) 出願について

入学志願者は、一人 1 学科に限り出願することができる。ただし、第 2 志望を認める。なお、第 2 志望を記入する場合は、各学科の特色や入学後の進路について、十分考慮して行うこと。

(2) 入学願書受付期間

平成 30 年 2 月 15 日（木）から 2 月 20 日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日は受付をしない。なお、受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、2 月 20 日（火）は午前 9 時から午後 3 時までとする。また、郵送によるものは簡易書留とし、期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 志願者数公表

平成 30 年 2 月 20 日（火）午後 3 時 30 分、本校正面玄関において掲示する。

(4) 志願変更期間（入学願書取下げ、変更出願）

平成 30 年 2 月 23 日（金）から 2 月 27 日（火）まで

ただし、土曜日及び日曜日は受付をしない。なお、受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、2 月 27 日（火）は午前 9 時から午後 3 時までとする。

4 自己申告書

中学校において、欠席日数が、いずれかの学年で年間 30 日以上の者は、志願者本人の希望により、自己申告書（様式 10）を提出することができる。

なお、自己申告書は、志願者本人が記入し厳封の上、中学校長に提出する。その際、封筒の表に在学又は出身中学校名と志願者氏名を記載する。

5 学力検査等

(1) 学力検査等は、平成 30 年 3 月 6 日（火）及び 7 日（水）の両日、志願者全員について本校において行う。

(2) 学力検査は、1 日目に国語、理科及び外国語（英語（「聞くことの検査」を含む。））の 3 教科、2 日目に社会及び数学の 2 教科を実施する。なお、学力検査終了後、面接を実施する。

平成 30 年 3 月 6 日（火）

| | |
|-----------------|----|
| 9 : 00～ 9 : 50 | 国語 |
| 10 : 10～11 : 00 | 理科 |
| 11 : 20～12 : 10 | 英語 |

平成 30 年 3 月 7 日（水）

| | |
|---------------------|----|
| 9 : 00～ 9 : 50 | 社会 |
| 10 : 10～11 : 00 | 数学 |
| 12 : 10～13 : 45（予定） | 面接 |

6 合格者の発表

平成 30 年 3 月 14 日（水）正午、本校正面玄関において受検番号の掲示をもって行う。

7 予備入学について

合格者を対象に入学説明のための予備入学を実施する。予備入学は平成 30 年 3 月 20 日（火）午後 1 時 30 分から本校において行う。当日は筆記用具、上履きを持参すること。本人が出席できない場合は必ず代理者が出席すること。